特 記 仕 様 書

（週休２日工事（発注者指定方式））

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休２日の確保に取組む工事（以下「週休２日工事」という。）である。

１　発注方式

発注者が月単位の週休２日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」とする。

２　対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

３　用語の定義

1. 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、１日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

1. 「４週８休以上」

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「月単位の４週８休以上」

対象期間内のすべての月ごとに現場閉所率が、28.5%（８日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(4) 「通期の週休２日」

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5) 「月単位の週休２日」

対象期間の全ての月で月単位の４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

４　週休２日工事の取組内容

1. 受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において月単位の週休２日を確保するよう努めなければならない。
2. 実施事業者は、契約した工期の中で月単位の週休２日工事を実施するものとし、週休２日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
3. 実施事業者は、月単位の週休２日の確保について施工計画書に記載する。
4. 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式２）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の５日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。
5. 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。
6. 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休２日工事である旨を明示するものとする。

**週休２日工事**

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休２日（４週８休以上）の確保に取組む工事です。

発注者：大阪市水道局

受注者：○○○○

（7）月単位の週休２日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（様式２）により監督職員が行う。

５　週休２日工事に要する費用の計上

当初設計金額は月単位の週休２日の達成を前提として算出している。

（土木工事等）

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休以上に満たないものは補正係数を除し、補正分を減額変更する。

（建築工事）

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休以上に満たないものは通期の週休２日の補正係数に変更し、４週８休以上に満たないものは補正係数を除し、補正分を減額変更する。

※費用計上の対象外工事の場合は、本項を削除し使用すること。

※対象種別工事の項目を使用すること。

６　その他

特記仕様書に記載の外は、「大阪市水道局週休２日工事実施要綱」による。